納税準備預金

2013年4月1日現在

	2013年4月1日現在
1 商 品 名	
(愛称)	納税準備預金
2 販売対象	・ 法人及び個人の方
3 期 間	・ 期間の定めはございません
4 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	
5 払戻方法	・ 租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます
6 利息 ①適用利率	・ 変動金利 (毎日の店頭表示利率を適用します)
	年2回(3月、9月)口座に入金いたします
③計算方法	 ・ 付利最低残高: 1,000円 ・ 付利単位: 100円 ・ 1年を365日とする日割計算
7 税 金	 税金はかかりません ただし、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻し日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算し、個人は20.315%の税金(国税15.315% 地方税5%)が源泉分離課税され、法人は総合課税になります。 *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。
8手数料	_
9 付加できる 特約事項	_
10 中途解約の 取扱い	
11 金利情報の 入手方法	・ 店頭表示の金利ボードまたは窓口へご照会ください
12 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室 (9:00~17:00、電話:0120-45-0690) にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825) にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)ーもあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13 その他の 重要事項	 預金保険制度の付保対象預金です(当金庫の対象預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 租税納付以外の目的で払い戻しした場合は、その払戻し日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算し、個人は20.315%の税金(国税15.315% 地方税5%)が源泉分離課税され、法人は総合課税になります。 *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。